

岡谷市指定文化財について

1. 指定する文化財

指定有形民俗文化財

諏訪蚕糸学校野球部関連資料 1式

・台湾遠征試合球	4点
・甲子園試合球	3点
・バット	1点
・台湾遠征全勝トロフィー	1点
・第16回全国中等学校優勝野球大会 準優勝盾	1点
・激励文	3点
合計	13点

2. 指定の経過

本資料は、令和4年、令和5年に一般社団法人岡谷工業高等学校同窓会から本市へ寄贈された資料約2,750点のうちの一部である。寄贈の際、同法人から文化財指定の趣意書が提出され、岡谷市文化財保護審議会は令和5年5月から令和8年1月にかけて、調査を行った。

諏訪蚕糸学校野球部は、昭和4年、5年においては、国内はもとより、海外でも著しい戦績を残すなど、黄金期を迎えることができたが、これは、当時の本市製糸業を中心とする産業界の経済力が、住民生活の変化を生じさせた一つの象徴ともいえるべきものである。上記1式は、昭和4年、5年の台湾遠征、全国中等学校野球大会において使用されたものであることから、歴史的事実を今に伝えるものであるため、市文化財として保存していく。

3. 告示日

令和8年4月10日

岡谷市教育委員会告示第 ____ 号

岡谷市文化財保護条例（平成10年岡谷市条例第6号）第26条第1項の規定により下記の物件を岡谷市有形民俗文化財に指定する。

令和8年4月10日

岡谷市教育委員会
教育長 宮坂 享

岡谷市指定有形民俗文化財（岡谷市文化財保護条例第26条第1項）

名 称	員 数	所 有 者
有形民俗文化財		
諏訪蚕糸学校野球部関連資料 （内訳）	1 式	岡谷市
・台湾遠征試合球	4 点	
・甲子園試合球	3 点	
・バット	1 点	
・台湾遠征全勝トロフィー	1 点	
・第16回全国中等学校優勝野 球大会 準優勝盾	1 点	
・激励文	3 点	
合計	1 3 点	

令和8年 3月 9日

岡谷市教育委員会 殿

岡谷市文化財保護審議会
会長 宮坂 春夫

岡谷市指定文化財について（答申）

令和8年1月26日付け7教生第121号をもって諮問されました物件の岡谷市指定文化財の指定について、本審議会は慎重審議の結果、諮問物件に3点追加し、下記のとおり市指定の答申をいたします。

記

1. 指定

岡谷市指定有形民俗文化財

諏訪蚕糸学校野球部関連資料	1 式
・台湾遠征試合球	4 点
・甲子園試合球	3 点（追加3点）
・バット	1 点
・台湾遠征全勝トロフィー	1 点
・第16回全国中等学校優勝野球大会 準優勝盾	1 点
・激励文	3 点
合計	13 点（追加3点）

理由

本資料は、製糸業で隆盛を誇った本市産業界が、平野村が設立した諏訪蚕糸学校の野球部活動を支援した証となるものである。これにより、諏訪蚕糸学校野球部は、昭和4年、5年においては、国内はもとより、海外でも著しい戦績を残すなど、黄金期を迎えることができた。

これは、当時の本市産業界の経済力が、住民生活への変化を生じさせた一つの象徴ともいべきものである。また、本資料の一部は、長野県立博物館、甲子園歴史館での展示もされ、全国的にも評価がされている。上記13点は、製糸業の軌跡を語る上で、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色を捉えている貴重な民俗分野の文化財であるといえることから、市文化財として保存していく。

以上

様式第1号(第2条関係)

令和8年3月12日

岡谷市教育委員会 殿

所有者・管理者

住 所 岡谷市幸町8番1号

氏 名 岡谷市長 早出 一真

(担当：蚕糸博物館)



岡谷市指定文化財指定同意書

「 諏訪蚕糸学校野球部関連資料 」を岡谷市指定文化財（有形民俗文化財）に指定することについて同意します。

諏訪蚕糸学校野球部関連資料指定候補 (所有者 岡谷市)



1 遠征試合球

甲子園歴史館展示中

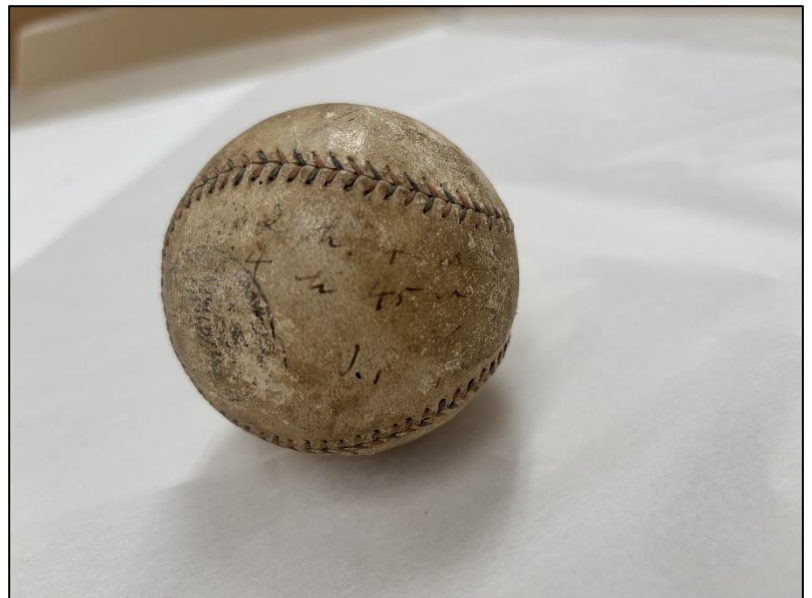


2 遠征試合球



3 遠征試合球

甲子園歴史館展示中



4 遠征試合球



5 バット

甲子園歴史館展示中



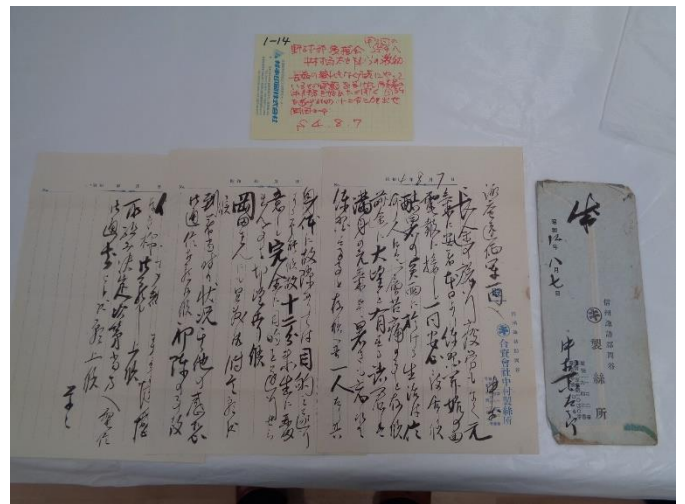
6 全勝トロフィー

甲子園歴史館展示中

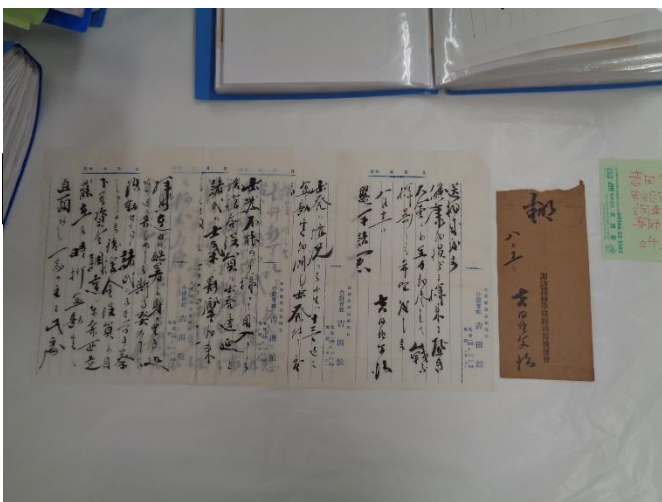


7 準優勝盾

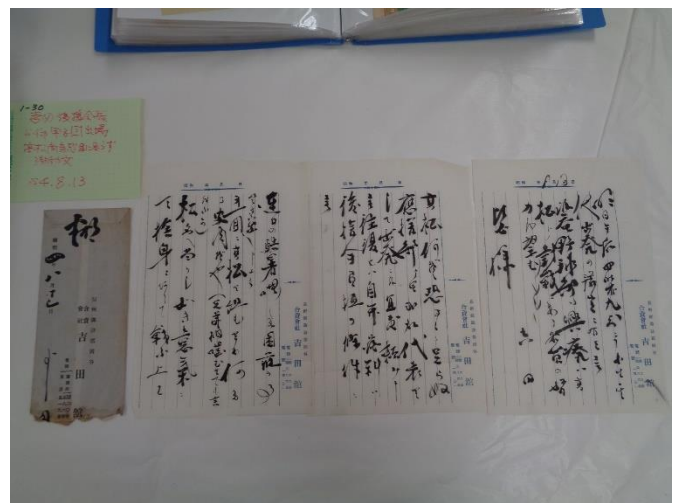
岡谷蚕糸博物館展示中



8 激励文



9 激励文



10 激励文

答申による追加分



11 甲子園試合球



12 甲子園試合球



13 甲子園試合球

諏訪蚕糸学校野球部資料指定リスト

	資料名	資料年代年月日	内容等	指定候補とする理由
1	遠征試合球	昭和5(1930)年1月5日	台湾遠征試合球 対嘉義農林戦 甲子園歴史館貸出展示中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため。嘉義農林学校は翌年の昭和6年甲子園大会で初出場し準優勝した台湾の強豪校である。
2	遠征試合球	昭和5(1930)年1月4日	台湾遠征試合球 対台南一中学戦 蚕糸博物館保管中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため
3	遠征試合球	昭和5(1930)年1月11日	台湾遠征試合球 対台北一中学戦 甲子園歴史館貸出展示中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため
4	遠征試合球	昭和5(1930)年1月7日	台湾遠征試合球 対高雄中学戦 蚕糸博物館保管中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため
5	バット	大正13年-昭和10年の 表記	昭和4,5年甲子園出場 甲子園歴史館貸出展示中	使用期間が表記されている。昭和4・5年の甲子園大会出場時に使用されたものであるため
6	全勝 トロフィー	昭和5(1930)年1月12日	台湾遠征全勝優勝 トロフィー 甲子園歴史館貸出展示中	台湾遠征での全勝を証明するもの。優勝であることが明記されている。
7	準優勝盾	昭和5(1930)年8月20日	甲子園大会 蚕糸博物館展示中	昭和5年の甲子園大会準優勝を証明するもののため
8	激励文	昭和4(1929)年8月7日	中村百太郎(後援会)⇒諏訪 蚕糸野球部 (手紙内容) 甲子園では目的達成のため十二分の力を出せ。岡田コーチに連絡済み	中村百太郎(中村製糸所経営)は野球部後援会幹部。製糸会社が支援をしていたことを証明するもの。製糸会社の経営者がただ資金を寄付してだけでなく、甲子園での活躍を願っていたことを示すもの
9	激励文	昭和4(1929)年8月11日	吉田佐文治(後援会長)⇒甲子園出場選手 (手紙内容) 資金調達中で出発が遅れている。甲子園で全力を尽くせ	吉田佐文治は製糸会社・吉田館経営。第3代野球部後援会長。製糸会社が支援をしていたことを証明するもの。製糸会社の経営者がただ資金を寄付してだけでなく、甲子園での活躍を願っていたことを示すもの
10	激励文	昭和4(1929)年8月13日	吉田佐文治(後援会長)⇒甲子園出場選手 (手紙内容) 諏訪蚕糸野球部ノ興廃ハ高松トノ対戦ニアリ 各員の努力を望む	製糸会社が支援をしていたことを証明するもの。製糸会社の経営者がただ資金を寄付してだけでなく、甲子園での活躍を願っていたことを示すもの

追加分

11	甲子園試合球	昭和5(1930)年8月15日	対八戸中学(現青森県立八戸高校)戦勝利球	第16回全国中等学校優勝野球大会2回戦/甲子園日付が明記されているため
12	甲子園試合球	昭和5(1930)年8月18日	対松山商業(現愛媛県立松山商業高校)戦勝利球 蚕糸博物館展示中	第16回全国中等学校優勝野球大会準々決勝/同日付が明記されているため
13	甲子園試合球	昭和5(1930)年8月19日	対平安中学(現龍谷大平安高校・京都)戦勝利球	第16回全国中等学校優勝大会準決勝/同日付が明記されているため